

(別紙)

水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

新旧対照表

改正後	改正前
水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について (前文略) 記 第一 (略) 第二 (略) 第三 留意事項 一 (略) 二 制御系システムに使用されている電子計算機について、次の措置が講じられていること。 - 電子計算機へアクセスする者について主体認証を行うことができる機能を有すること。 - 不正プログラム対策として、アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれている<u>とともに</u>、自動検査機能が有効となっていること<u>(外部ネットワークから物理的に分離し、かつ、U S B メモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策が行われている場合その他不正プログラムの侵入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない)</u>。	水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について (前文略) 記 第一 (略) 第二 (略) 第三 留意事項 一 (略) 二 制御系システムに使用されている電子計算機について、次の措置が講じられていること。 - 電子計算機へアクセスする者について主体認証を行うことができる機能を有すること。 - 不正プログラム対策として、アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれている<u>こと</u>。<u>また</u>、自動検査機能が有効となっていること。

• セキュリティ更新プログラムの提供等のサポートが終了したオペレーティングシステム（OS）が使用されていないこと（外部ネットワークから物理的に分離し、かつ、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策が行われている場合その他不正プログラムの侵入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない）。 • 電子計算機は、障壁、施錠等により他の区域から隔離され、人の入退出を管理することができる場所に設置すること。可搬性のある電子計算機（モバイルパソコン、携帯端末等）についてはこの限りではないが、施錠できる保管庫で保管すること、常に携帯すること等、盗難等のおそれがないよう適切に管理すること。	• セキュリティ更新プログラムの提供等のサポートが終了したオペレーティングシステム（OS）が使用されていないこと（外部ネットワークから<u>の物理的な</u>分離、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策等、不正プログラムの<u>進入</u>を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない）。 • 電子計算機は、障壁、施錠等により他の区域から隔離され、人の入退出を管理することができる場所に設置すること。可搬性のある電子計算機（モバイルパソコン、携帯端末等）についてはこの限りではないが、施錠できる保管庫で保管すること、常に携帯すること<u>など</u>、盗難等のおそれがないよう適切に管理すること。
--	---